



札幌連 生活支援サービス事業について

この制度は、母子家庭又は父子家庭宅に支援員を派遣し、保育園等の送迎（公共交通機関等を利用）お子さんの見守り、夕食の支度等の生活支援のためのサービスを行う事業です。



▽ 申込方法 【事前に登録が必要です】

- ・ 下記へご連絡下さい。

（公社）札幌市母子寡婦福祉連合会事務局 電話 6 3 1 - 3 2 7 0

▽ 利用料金 ※R7年4月より金額が上がります

お知らせ

- ・ 1時間 850円（消費税込）15分単位で計算
午前8時以前・午後7時以降は100円増し 1時間 950円（消費税込）
料金は2時間未満でも2時間分いただきます。
- ・ 交通費実費（派遣する支援員の交通費と送迎区間の交通費は別途請求します）
- ・ 急なキャンセルについては、キャンセル料を頂きます。（1時間分）
（但し、当日予約時間の3時間前に連絡があった場合キャンセル料は頂きません）

▽ 受付時間

※平日、9:00～17:00までは、こちらへご連絡下さい。

TEL 6 3 1 - 3 2 7 0（札幌連）

※時間外6:30～9:00・17:00～21:00

TEL 0 9 0 - 9 5 1 1 - 3 2 7 0

で受け付けます。

～日常生活支援との併用も可能です～

日常生活支援事業において、残業等で定期的利用が可能になりました！
乳幼児、小学生を養育している方が、残業等で帰宅時間が遅くなる場合
家事・保育サービスを受ける事ができます。

その際の送迎は30分から425円（～19時）475円（19時～）
生活支援サービスで利用可能

又、日常生活支援の利用時間が8時間超過した場合、
スライドし、生活支援サービスで30分から425円（～19時）生活支援サービスで
利用可能



利用しやすくなりました！



①サービスが必要なときは、上記の番号へお電話ください。

派遣は、原則としてお電話を頂いたその翌日からになります。

但し、急な残業や保育園のお迎えが必要なときは、お電話してみてください。

支援員の都合がつかなくて行かれないこともあります。ご了承ください。

②援助が終了いたしましたら、支援員が持参した「活動報告書」に確認印を押して下さい。時間、交通費は必ず確認して下さい。

③利用料（交通費含み）は、月末に一括集計して請求いたしますので、郵便振替か、指定の金融機関に振り込んで下さい。

（翌月15日までにお支払いされない場合にはご利用をお断りする事もあります）

▽ 留意点

① 依頼するときは、サービス内容を具体的に申し出て下さい。

依頼した以外の仕事は要求しないで下さい。

②留守を頼むときは、必ず緊急時の連絡先を支援員の方にお知らせ下さい。

③病気のため注意してもらいたいことを教えてください

食べ物、着替え等

④送迎等の交通費（電車・バス・タクシー代等）は、別途申し受けます。

⑤食事等作ってもらいたいときは、材料を用意しておいて下さい。

⑥支援員は、自分の昼食は用意して行きます。

⑦原則として、サービス利用時間は午前8時から午後10時です。

料金は2時間未満でも2時間分いただきます。

※日常生活支援 残業等の送迎・生活支援超過時間で併用のみ…料金30分～交通費なし

(H28.10月~)

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会

電話 6 3 1 - 3 2 7 0

